

最高裁総訟第 369 号

令和 6 年 7 月 16 日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

e 事件管理システムを利用した事務処理の運用について

(指示)

標記の運用について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

1 通達の準用

- (1) 令和 6 年 7 月 2 日付け最高裁総三第 211 号総務局長通達「e 事件管理システムを利用した事務処理の運用について」（以下「運用通達」という。）記第 1 から記第 5 までの定め（記第 4 の 3 の定めを除く。）は、令和 6 年 3 月 28 日付け最高裁総訟第 149 号大法廷首席書記官指示「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」、平成 25 年 7 月 26 日付け最高裁訟第 415 号大法廷首席書記官指示「事件記録等の保存、送付及び廃棄並びに事件関係帳簿諸票の備付け、保存、廃棄等について」、令和 6 年 7 月 16 日付け最高裁総訟第 209 号大法廷首席書記官指示「最高裁判所の事件に関する保管金等及び押収物等の取扱いについて」記 1 の(1)、平成元年 7 月 18 日付け最高裁総訟第 193 号大法廷首席書記官指示「予納郵便切手の取扱いについて」の定めにかかわらず、その性質に反しない限り、最高裁判所における e 事件管理システムを利用した事件の受付及び分配、事件関係の帳簿諸票の備付け、事件記録等の保存及び廃棄、保管金等の取扱い並びに予納郵便切手

の取扱いに関する事務について準用する。

- (2) 運用通達記第6及び第7の定めは、令和6年3月27日付け最高裁総訟第148号大法廷首席書記官指示「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」（以下「保管送付指示」という。）及び令和6年7月16日付け最高裁総訟第204号大法廷首席書記官指示「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」の定めにかかわらず、その性質に反しない限り、最高裁判所におけるe事件管理システムを利用した事件記録の保管及び送付並びに事件記録等の閲覧等に関する事務について準用する。

## 2 通達の読み替え

運用通達記第4の1中「訟廷管理官」とあるのは「訟廷首席書記官」と、「（訟廷事務をつかさどる主任書記官を含む。以下同じ。）」とあるのは「（第二訟廷事務室に配置された上席書記官を含む。以下第4の1において同じ。）」と、記第5中「訟廷管理官」とあるのは「第二訟廷事務室所属の訟廷首席書記官補佐」と、記第6の2中「保管送付通達記第1の5に定める対照調査」とあるのは「保管送付指示記2に定める対照調査」と、記第7中「記録係」とあるのは「裁判関係庶務係」と、「平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」」とあるのは令和6年7月16日付け最高裁総訟第204号大法廷首席書記官指示「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」と読み替える。

## 3 その他

この指示に定めるもののほか、サーバーに所要事項を記録する場合の細目その他e事件管理システムを利用した事務処理、事件記録の保管及び送付に関する事務並びに事件記録等の閲覧等に関する事務に関し必要な事項は、大法廷首席書記官が別に定めるところによる。

### 付 記

この指示は、令和6年7月16日から実施する。